

第4期倉吉市地域福祉推進計画(案) パブリックコメントの実施結果について

- 1 パブリックコメント期間 平成31年2月14日～27日(14日間)
- 2 計画(案)設置場所 HP掲載、各地区公民館、市立図書館、関金支所
- 3 意見及び回答(案)

項 目		意 見	回答及び対応
P3	地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ図	図1に記載のある「発達障害」と「障害」の害の字を「がい」とした方がよい	図1は厚生労働省の資料であるため、「害」表記となっています。P2下段に「障害」と「障がい」の表記についての説明を加えます。
P48	ボランティア・市民福祉活動の推進	高校生、夏休みにボランティアを	夏休みも含めた高校生のボランティア活動については、人権・福祉学習・担い手づくりの推進(P64重点課題2)における取組みとして検討します。
P50	包括的支援体制の構築	体の不自由な人で図書館へ行くことが大変な人に本を届けていただく制度を	高齢、障がい及び子育て支援等の分野を超えたサービスの展開(P70)での取組みとして検討します。
		ひきこもりや孤立している人へ、企業へ働きかけ就職のあと押しをする。	まずは、ひきこもりや孤立状態の解消を優先的に取り組み、状況に応じて就労支援につなげていきたいと考えています。
		地域包括支援センターの人に、老々介護をしている家へ時々家庭訪問を、孤立しないように	地域包括支援センターの役割や活動を再確認するとともに、高齢者実態調査や民生児童委員との連携による情報共有を図ります。
P51 ～ P53	小地域福祉活動の推進	将来像の説明文章について (案)にしては断言するような文章となっていて、「出来るんだ?!」と錯覚するし、誘導する危険性はないでしょうか。地区館長会等で十分な議論が来ているわけでもないのに、広く地域住民に意見を求めるには、不適切な文章だと思えます。	ご指摘のとおり、地区公民館のあり方についてはP53「重点課題1のイメージ図」を含め、現時点で地区館長会を含め十分な議論ができておりません。改正された社会福祉法の「地域の拠点づくり」と地区公民館の現状から判断したものであります。また、現在、第3次倉吉市行財政改革計画(平成30年1月)において検討されている「地区公民館のあり方検討会」の協議も考慮したものであります。については、ご指摘いただきました地域住民の錯覚や誘導の危険性を考え、説明文の記載やイメージ図の掲載については、十分な協議のうえ検討します。
		民間に期待される役割について 十分な議論が来ているわけでもないのに、広く地域住民に意見を求めるには、不適切な文章だと思えます。	
P51 ～ P57	小地域福祉活動の推進	具体的な取組みの中に、地区社会福祉協議会の位置づけが明確でない。地区社協という団体が、この福祉計画にどう具体的に取り組んでいくのかが見えてこない。地区公民館を拠点として、地区社協が中心となって地域課題解決に向けて活動していくのが本来の姿ではないか。	第4期地域福祉推進計画では、地区拠点における相談窓口の役割は、地区の実情はあるものの、基本的には地区社会福祉協議会を中心とした新たな福祉ネットワークでの展開を考えています。

項目	意見	回答及び対応
P53 (重点課題1)倉吉市における「地区を単位とする新たな福祉ネットワークのイメージ図	拠点の館長・主事に加えてコーディネーターも常駐するのか。	地域の状況に応じた配置を考えており、第3次倉吉市行財政改革計画において検討されている「地区公民館のあり方検討会」に働きかけていきたいと考えています。
	今までとの、地区公民館の役割の違いは	現時点では明確にはされておりません。重点課題1のイメージ図は現状から判断したものであり、現在、第3次倉吉市行財政改革計画において検討されている「地区公民館のあり方検討会」に働きかけていきたいと考えています。
	地区社協の果たす役割は	第3次倉吉市行財政改革計画において検討されている「地区公民館のあり方検討会」の協議結果が前提となりますが、第4期地域福祉推進計画では、地区の実情はあるものの、地区拠点における相談窓口の役割を果たすものと考えています。
	地区の相談窓口は何処が担うか。	第3次倉吉市行財政改革計画において検討されている「地区公民館のあり方検討会」の協議結果が前提となりますが、第4期地域福祉推進計画では、地区の実情はあるものの、地区社会福祉協議会を中心とした新たな福祉ネットワークでの展開を考えています。
P54 地区を単位とする相談・情報提供体制の確立	市社会福祉協議会と地区社協との関係はどうなるのか。市社協が地区の課題解決に向けた協議参加は、地区のどの団体を主として協議していくのか分からない。	地区での課題解決に向けた協議は、市社協のCSWが中心となって展開するよう考えています。したがって、地区社会福祉協議会等関係者と連携して開催することとなる「共生型支援会議」への参加を意味しています。ご指摘については、P54「市社協の役割」に「地区の課題解決に向けた共生型支援会議に参加し」と加筆します。
P57 ※課題	自治会加入促進に向けての取り組みについて近年自治会未加入者が増加していることから、公的機関が中心となって宅建協会等に加入促進の申し入れを強力に行う。	自治会加入促進を行なっている担当課においても、この課題については認識しておりますので、当該担当課と検討協議を進めます。
P58 (図2)地域福祉を推進するための生活圏域	地区公民館に福祉の役割を持たせる場合には、組織体制を変えて強力にする必要あり。	図2(地域福祉を推進するための生活圏域)は、福祉活動の取り組みをエリアごとに例示したものであり、地区エリアでは地区の拠点を地区公民館等とした取り組みをイメージしたものであります。ご指摘いただきましたご意見の必要性は認識しておりますが、当該地区公民館の体制強化については、第3次倉吉市行財政改革計画において検討されている「地区公民館のあり方検討会」の協議結果や地域との関係者との意見交換等が前提となります。その結果を踏まえ、検討します。
	地域包括支援センターとの関係がよくわからない。地域包括支援センターを充実させていく方法はとらないのか。(同じようなことを地区公民館にさせようとしているように見える)	この計画において地域包括支援センターは、市域全域で課題解決に取り組む専門機関によるネットワークに参画していただくようにしています。全市的な課題に取り組んでいただくことを考えております。基本的に、地区エリアでの課題については地区でのネットワークのもとで解決に取り組んでいただくよう考えておりますが、中には解決しがたいものもありますので、それらについては全市的な課題として捉え、地域包括支援センターにも参画いただいで解決に向けた協議を進めたいと考えております。また、地域包括支援センターの充実については、地域福祉推進計画と関連する「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」において、個別会議による地域との連携や全体の地域包括ケア会議による情報共有や取組協議の実施など、充実強化を図ることとしております。

項 目		意 見	回答及び対応
P76	第5章 計画の推進に向けて	5年間で実施する課題が多くて困難が想定される。	計画の推進に向けては、実施計画に基づいた展開を考えております。実施計画は、当該地域福祉推進計画の体系に基づき、どのように実施していくのか明示することを考えております。なお、実施計画の振り返りや策定については、設置を予定しています「進捗管理委員会(仮称)」において行うよう考えております。また、組織体制と人材配置については、第3次倉吉市行財政改革計画において検討されている「地区公民館のあり方検討会」の協議結果が前提となりますが、十分に検討する必要があると考えております。
		確実な組織体制と人材配置を必要とする。	
		年度ごとの実行計画を作る。	